

お客さま各位

「ちばぎんアプリ」利用規定の改定について

「ちばぎんアプリ」利用規定につきまして、2020年4月施行の改正民法（債権法）を踏まえ、規定を一部改定しますので、下記の通りお知らせします。

記

1. 取扱規定を改定する商品

商品名	変更日
ちばぎんアプリ	2020年4月1日

2. 取扱規定の変更内容について

改定前	改定後
<p>第4条 使用許諾</p> <p>3. お客さまが本アプリをダウンロードし、利用した時点をもって本規定に無条件に同意したものとします。</p> <p>第7条 本アプリおよび本規定の変更等</p> <p>3. 当行は、本規定の内容を変更する場合があります。その場合には、当行は変更日および変更内容を本アプリおよびホームページに掲載すること並びにお客さまへのプッシュ通知もしくはアプリ起動時の画面に表示することにより告知し、変更日以降は本アプリに関する一切の事項は、変更後の本規定の内容によります。</p> <p>4. 前3項の場合において、お客さまに生じた損害について、当行は一切の責任を負いません。</p> <p>5. <新設></p>	<p>第4条 使用許諾</p> <p>3. <削除></p> <p>第7条 本アプリおよび本規定の変更等</p> <p>3. 前2項の場合において、お客さまに生じた損害について、当行は一切の責任を負いません。</p> <p>4. 当行は、法令の定めにしたがい、お客さまの利益のために必要と認められるとき、または、その他相当の事由がある場合で、お客さまの契約目的に反せず、かつ変更の必要性、変更後の内容の相当性、その他変更にかかる事情に照らして、合理的な内容であるときに、本規定を変更することができます。</p> <p>5. 前項による本規定の変更は、変更後の内容を当行ホームページへの公表その他適切な方法により公表し、公表の際に定める効力発生時期の到来により効力を生じるものとします。</p>

※上記は改定部分のみを記載しております。

以 上